

審議の対象とした2番組

委員会が審議の対象としたのは以下の2番組である。なお、候補者は公的な存在であることを考慮して実名で表記している。また、当該の番組は「本件放送1」および「本件放送2」と呼ぶ。

1 本件放送1：関西テレビ『スーパーニュースアンカー』の「何が変わる？ネット選挙」

(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて

関西テレビの『スーパーニュースアンカー』は、平日の午後4時48分から午後7時まで放送されているニュース番組である。審議対象となった特集企画「何が変わる？ネット選挙」は、2013年の参院選から解禁されることとなったインターネットを利用した選挙活動（以下「ネット選挙」という）について、何がどのように変わるのかを解説したもので、公示予定日(7月4日)の24日前となる6月10日に放送された。

この特集は、インターネット関連のイベント会場（「ニコニコ超会議2」）から始まる。国会議員と若者たちの交流や、会場での若者たちへのインタビューなどが紹介され、さらにCGや大学教授によって、ネット選挙のポイントが解説される。

そして、太田房江元大阪府知事が商店街であいさつ回りをしているシーンになる。ナレーションで、太田元知事が、ネット選挙のメリットを最も受けるといわれる比例代表の立候補予定者であることと、慣れないネットの作業に苦労していることが伝えられ、太田元知事のインタビュー、選挙用ブログ制作の打合せシーンなどが2分2秒間紹介される。

その後、ネット選挙のデメリットや罰則強化などの対応策が説明されて、10分12秒の特集企画は終わる。

(2) 放送に至るまでの経緯

この特集企画は、ネット選挙解禁の具体的内容を放送することに社会的意義があると考えた報道部記者が提案し、企画デスクがこれを了承して4月末から取材が始まった。担当記者はまず東京で開催された「ニコニコ超会議2」を取材し、この問題への啓発の必要性を再認識した。そこで政治学者・総務省選挙課・立候補予定者の取材計画を立てる。選挙区の候補者は、公平性の観点から全員を取り上げる必要があると認識していたので避けることとして、ネット選挙解禁のメリットをもっとも受けるといわれていた比例代表の候補者を取材することとした。そして自由民主党から立候補が予定されていた太田元知事と他政党の立候補予定者2人を取材した。

太田元知事の取材については、取材日前日に開催された報道部内のデスク会議（この会議自体は毎日開催）において報告されたが、公平・公正性の観点からの疑問を呈する発言は出なかった。

その後、担当記者が別の取材で多忙となったため、企画デスクの判断で、放送日は6月3日から10日に延期され、この時点で「放送基準（12）」の解説で「取りやめることが望ましい」とされている公示の1か月前以降の放送となることになった。また担当記者は、特集企画の構成を検討する中で、太田元知事と他政党の立候補予定者のネット選挙への取り組みに大きな違いがなかったため、企画デスクのアドバイスを受けて、太田元知事だけを取り上げることとした。放送3日前の編集の際に、編集長が表現や内容のチェックを行ったが、特定の立候補予定者だけを取り上げることについての議論などはないまま編集作業は終了し、放送当日午後のプレビューを経て本件放送1は放送された。

放送日の翌日、報道局内から問題があるとの指摘があり、調査の結果、立候補予定者ひとりのみを報道番組で取り上げたことは選挙報道の公平性に明らかに違反すると判断して、1週間後の同番組内でお詫び放送を行った。

（3）ミスはなぜ起きたのか

本件放送1は、「決定第9号」で取り上げたもののうち、ニュース番組で、参院選比例代表の立候補予定者・立候補者で長野県関係者でもある4人だけの政治活動を紹介しながら、選挙の仕組みを説明した事案に類似している。もし、この前例が周知されていれば、避けられる可能性があったかもしれない。しかし担当記者や企画デスクをはじめ、報道部の誰ひとり、取材から編集に至る段階で、特定の立候補予定者だけを取り上げることの問題に注意を向けることはなかった。それはなぜなのか。

関西テレビは、自社で作成した「番組制作ガイドライン」などを通じて、「放送基準（12）」の趣旨をはじめ、選挙報道に関する指針の徹底を図ってきた。また過去に委員会が公表した「決定第9号」「委員長コメント」なども、その都度メールなどで報道局内に伝えていた。

しかし、担当記者と企画デスクは、それらの注意喚起情報と、自分たちの企画した番組の取材対象の選択の問題を結びつけることまでは、考えが及ばなかった。

その背景には、参院選比例代表の制度に対する意識の薄さがあったことは否めないだろう。この制度では、有権者は、政党を選ぶ政党名投票と政党が作成した候補者名簿からひとりを選ぶ候補者投票のいずれかを選択し、まずその総得票数によって各政党に議席が割り当てられ、それぞれの政党内では候補者投票の得票が多い者から当選が決定される。企画デスクらの頭には、もちろんこの仕組みは知識としては入っていた。しかし、この制度の下では、特定の立候補予定者だけを番組で取り

上げると、その立候補予定者の当選可能性だけでなく、その所属政党の当選者数にも影響を与える可能性があるため、二重の意味で公平・公正性の観点からの問題が生じることまで考えることができなかつた。

この結びつきの弱さは、比例代表選挙との疎遠さに関係しているように思われる。全国向けニュース制作の割合が小さい（準キー局を含む）地方局では、参院選の際には、選挙区を取材対象とすることが多く、比例代表は意識から外れることが少なくなかつたという。それに加えて本件放送1は、新しく導入されたネット選挙に関する啓発的な番組として企画されたもので、政党や候補者の政策または候補者の人物を紹介する、いわゆる狭義の選挙報道ではないという解釈がひとり歩きをしていた。そこに、さらに比例代表こそがネット選挙の特性を示す格好の対象であるにとらえたことも重なり、公平・公正性に対する感度は鈍化していったようだ。

この比例代表選挙についての意識の薄さは、直接企画を担当する記者とデスクのみならず、報道局全般に広がっていた。それは、この問題点が取材前日のデスク会議で指摘されず、放送日の変更についても誰も疑問を差し挟まなかつたことに表れている。また6月10日の放送日の時点でも、太田元知事が立候補予定者となっていることを知らない報道部の管理職がいた。つまり比例代表の候補者情報の共有も十分ではなかつた。このように、緊張感がやや欠けたと言わざるを得ない状況の中で、特定の立候補予定者の映像は、認識の網目をすり抜けて放送されたのである。

企画デスクは、放送後に指摘を受けると、すぐに自らの認識の甘さで判断を誤まつたことを認め、そしてなぜ気づかなかつたのかと悔やんだという。本件放送1の直接的な原因は、確かにそこにあつたと言える。しかし、選挙の公平・公正性に対する観点が、関係者の意識から抜け落ち、誰ひとりとしてフォローすることができなかつた点も見過ごすことはできない。こうしたミスが繰り返されないようにするためには、そのあたりをしっかりと考える必要があるのではないかと。

2 本件放送2：テレビ熊本『百識王』の「いろいろな人の手帳を見たい」

(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて

『百識王』は、フジテレビで制作され、深夜に放送されていた情報バラエティー番組であるが、番組購入しているテレビ熊本では約3か月遅れで、毎週日曜日の午前9時30分から10時まで放送されていた。

審議の対象となったのは、参院選投票日当日の7月21日に放送された（関東エリアでの放送日は4月16日）同番組内で、参院選の比例代表に自由民主党から立候補していた渡邊美樹候補がVTR出演した「いろいろな人の手帳を見たい」というコーナーである。

この日の番組は「できる大人になれる手帳活用術」と題されて、専門家から、さまざまな手帳の選び方や使い方のコツなどが紹介される。

番組後半のこのコーナーでは、渡邊候補が1分55秒登場する。「大企業のトップが持つ手帳」との字幕に続いて、「ワタミ株式会社取締役会長 渡邊美樹」との肩書きで渡邊候補が登場し、終了したスケジュールのメモを赤く塗りつぶしていく独特の利用方法等を説明する。また手帳そのものも渡邊候補がプロデュースしたものであることも紹介される。

(2) 放送に至るまでの経緯

『百識王』は、テレビ熊本では2008年6月からレギュラー番組として放送されていた。テレビ熊本では、購入番組については、初回放送分は番組購入を担当する編成制作部が番組内容の確認を行っている。それ以降は放送準備作業を担当する営業局放送部運行班が、Qシート作成などのための番組プレビューの際に内容についてもあわせてチェックし、内容や表現で問題がありそうな場合は編成制作部に連絡して確認する体制となっている。放送部運行班はチームリーダーを含めて5人いるが、ひとつの番組のプレビュー作業はひとりで行っている。今回担当したスタッフは、仕事を始めてから3か月目の新人だったという。

選挙に関しては、立候補予定者・立候補者が番組に登場していないかなどを、公示1か月前から注意するようにとの一般的な指示があっただけだった。今回の参院選では、6月中旬に東京キー局が作成した著名人の立候補情報リストが東京支社経由で本社報道編成制作局に届けられていた。その中に渡邊候補の名前もあったが、この情報は番組プレビューを担当する営業局放送部には伝達されなかった。

本件放送2は、通常どおり放送日の約1週間前の7月12日にプレビューが行われたが、渡邊候補の出演が認識されることはなく、投票日当日の放送の際にも、社内の誰にも気づかれることはなかった。そして放送の2日後に、熊本県内の他の民

放局から指摘を受けて、問題が明らかになった。

(3) ミスはなぜ起きたのか

本件放送2は、投票日当日に特定の候補者の映像が報道以外の番組で放送された点、その番組が放送した局とは別の局で制作されたものであり、出演者情報のチェックが十分機能しなかった点において、「決定第9号」で取り上げたもののうち紀行番組の事案と類似している。したがって、この前例が十分周知され、注意喚起されていれば、本件放送2は防ぐことができたのではないだろうか。

本件放送2の直接の原因は、立候補者情報リストが番組をプレビューする営業局放送部へ伝達されなかったことにある。もしリストが放送部に渡っていたら、今回の事態が避けられた可能性は高い。

ではなぜ必要な情報が社内全体に共有されなかったのか。テレビ熊本でも「放送基準(12)」および先例の「決定第9号」「委員長コメント」については、全社的な周知の努力はされていた。しかし、選挙に関する情報を必要としているのは報道関係部局だけであるという意識が、いつのまにか広がっていたのではないだろうか。

そのような意識はチェック体制の中にも見ることができる。放送部には民放連解説書こそ備えられてはいたが、経験の浅い担当者には番組内容のプレビューに関して、十分な説明・指導はなされていなかったようだ。チームリーダーはそれをカバーすべく、日ごろ新たに注意すべき事柄を、モニターの周囲に貼るなどしていたという。担当者の日常業務の範囲で想定できる、日々の事故・トラブルを回避するにはそれで間に合ったかもしれない。しかし選挙に際しては、あらためての注意喚起や具体的な説明・指導が必要だったのではないだろうか。今回は、そうした状況が重なって、渡邊候補の映像が誰にもチェックされることなく、放送されてしまった。

本件放送2は、番組ジャンルや担当者の専門性こそ異なるが、問題が「本来気づくべき人の認識をすり抜けた」点において本件放送1と重ねて考えることができる。そこには、選挙に対する意識をどのように高めていくべきなのか、ミスが生じないためには体制をどのように整えるべきなのか、という課題が浮かび上がってくるであろう。